

【感染症情報】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（有効なワクチンの見直し等）（9月26日発表）

● 2022/09/26 月 17:15

【ポイント】

- 10月11日午前0時（日本時間）以降、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとなります。
- 日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【本文】

1 日本入国の際の新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について、これまで全ての日本入国者に対して日本で有効と認められるワクチンを接種済みであることの証明書の提出を求めていましたが、10月11日午前0時以降（日本時間）、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに記載されたいずれかのワクチンを3回（※）接種したことが分かる証明書の提出を求めることとなります。

なお、ワクチンを3回接種してない場合には、引き続き出発国出国前72時間以内の検査証明の提出が必要となります。

※ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）等の場合は2回接種をもって3回分相当とみなす。

2 また、同日から入国時検査、入国後待機期間等を求めない、新規入国する外国人の入国者健康確認システム（ERFS）への申請を求めない、外国人観光客の入国についてはパッケージツアーに限定する措置を解除する、入国者総数の上限を設けないこととする等の見直しもされます。

本情報は、外務省本省から別途「広域情報」で案内されており重複しますが、日本への入国者・帰国者の方の影響を踏まえ、改めて当館から案内させていただくものです。

3 日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【関連情報】

○外務省

- ・新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（2022年10月11日以降適用）：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2022C083.html
- ・有効と認められる新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種証明書について（2ページ目）：
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0926_34_2.pdf

○世界保健機関（WHO）（緊急使用リスト（COVID-19 ワクチン））：

[https://www.who.int/news-room/questions-and-answers/item/coronavirus-disease-\(covid-19\)-vaccines](https://www.who.int/news-room/questions-and-answers/item/coronavirus-disease-(covid-19)-vaccines)

○厚生労働省（水際対策）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

○当館ホームページ（日本国政府の発表・関連情報等（日本へ入国・再入国・帰国をご予定の方））

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00310.html

.....

この情報は、在留届、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録、または当館メールマガジンに登録をお願いします。

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

メールマガジン登録 (<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/ph.html>)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

(在外公館連絡先)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321 / 7322

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html